

館林市 新型コロナウイルス特別融資制度

①経営安定資金

対 象 : 売上または粗利が減少した事業者

補 助 : 1年間の利子補給

②経営安定資金

(新型コロナウイルス対策)

対 象 : 新型コロナの影響で売上が減少した事業者

補 助 : 2年間の利子補給、保証料補助

③経営安定資金

(返済軽減時利子補給制度)

対 象 : 新型コロナの影響で、

「①経営安定資金」の月返済額

軽減の条件変更を行った事業者

補 助 : 最大6ヶ月間の利子補給

※制度詳細は、裏面をご覧ください

お問合せ先

館林市 経済部 商工課

TEL: 0276-47-5148

FAX: 0276-72-3297

E-mail: shoko@city.tatebayashi.gunma.jp

制 度 名	① 経 営 安 定 資 金	② 経 営 安 定 資 金 (新型コロナウイルス対策)	③ 経 営 安 定 資 金 (返済軽減時利子補給制度)
ご 利 用 いただけるかた	以下の全てを満たすかた (1)市内に店舗、工場又は事業所等があり、同一事業を1年以上営んでいる事業者 (2)直近3ヶ月間の売上高又は粗利益が前年、前々年、3年前のいずれかの同期と比較し、減少しているかた	以下の全てを満たすかた (1)市内に店舗、工場又は事業所等があり、同一事業を1年以上営んでいる事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、令和2年1月から現在までの間で1ヶ月間売上高が前年又は前々年同期と比較し、5%以上減少しているかた (3)平成31年1月から12月までにおける決算で当期純利益が黒字であるかた	以下の全てを満たすかた (1)「経営安定資金」の利用残高があり、当初借入時据置期間と利子補給共に終了し、返済を開始していること。 ※経営安定資金（新型コロナウイルス対策）は補助対象外 (2)本制度実施期間中に返済軽減の条件変更を行った事業者 (3)新型コロナウイルスの影響を受け、条件変更実施以前の令和2年4月から12月のいずれか1ヶ月間の売上高が前年同期比で15%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で15%以上の減少が見込まれるかた。
対 象 資 金	運転資金	同左	①経営安定資金の借入金
融 資 限 度 額	2,000万円以内	2,000万円以内 (①経営安定資金とは別枠)	-
融 資 期 間	7年以内 (24ヶ月以内の据置を含む)	同左	-
利 率	融資期間5年以内 1.5% 融資期間5年超 1.7%	同左	-
融 資 条 件	市税等の未納がない方	同左	同左
市 の 補 助	利子補給1年間	利子補給2年間 保証料全額補助	返済軽減期間中 (最大6ヶ月)の利子補給
そ の 他	・保証人、担保等は取扱金融機関との協議 ・保証協会の保証は任意	左記条件に加え下記も条件とする ・1事業所1度の利用に限る ・繰上返済等で、保証料の返戻が生じた場合は市へ返還していただきます	・条件変更に関しては、保証協会、金融機関と別途協議が必要です
実 施 期 間	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	令和2年4月1日～ 令和2年12月31日	令和2年4月1日～ 令和2年12月31日